

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出について、同法第8条第1項の規定により遠野市から聴取した意見の概要は、次のとおりである。

平成18年9月15日

県南広域振興局長 酒井俊巳

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 （仮称）ホームック遠野店 遠野市松崎町白岩9地割字明神前66番1ほか
- 2 届出者の氏名又は名称 ホームック株式会社
- 3 遠野市から聴取した意見の概要

駐車需要の充足等交通に係る事項

土日、祝祭日等は多くの集客が見込まれ、店舗周辺の市道における渋滞発生の恐れがあることから、車両のすれ違いや歩行者の通行の安全が図られるよう配慮されたい。

備考 本公告に係る遠野市から聴取した意見については、この公告の日から起算して1月間県南広域振興局経営企画部及び遠野市役所に備えておいて縦覧に供する。